

「独島は朝鮮総督府が管理」という誤情報

藤井 賢二

在韓英国公使館の報告

英国国立公文書館所蔵のイギリス外務省の文書の中に、1954年10月7日付でソウルの英国公使館が本国に送った日韓関係についての報告がある(Political relations between Korea and Japan(1954年) FO371-110645 FK10323/12)。そこでは竹島問題について、次のように説明している。

現時点でもっとも活発な動きがあるのは独島(竹島)の領有をめぐる争いである。ハーグの国際司法裁判所に問題を付託するという日本の要求を、韓国人は馬鹿にしながら拒絶した。そして9月20日には金(溶植駐日代表部代表-藤井補註-)が^{キム ヨンシク}韓国の領有についての長文の歴史的“証明”を日本政府に送った。その大部分はとても古いもので、おそらく伝説的な歴史である。しかし、日本が占領していた時代に独島は、日本の地方政府ではなく朝鮮総督府に管理されていたという主張は、(もしそれが事実なら)明らかに重要である。

The most active issue is the dispute over the ownership of Tokto(Takeshima) Island. The Koreans have contemptuously rejected a Japanese proposal to refer the matter to the International Court of Justice at the Hague, and 20th of September Mr. Kim delivered to the Japanese Government a long historical "proof" of Korean ownership.

Most of this is exceedingly ancient, and perhaps legendary, history. But the claim that during the Japanese occupation of Korea Tokto was administrated by Governor General of Korea, and not by a Japanese Prefecture is (if correct) obviously important.

前年の1953年7月12日に海上保安庁巡視船「へくら」が竹島で銃撃され、竹島をめぐる緊張は高まった。日本政府は問題をあくまでも平和的に解決する方針で、竹島領有の根拠を記した口上書を韓国政府に二度にわたって送り(1953年7月13日と1954年2月10日)、1954年9月25日には竹島問題の国際司法裁判所提訴を求めた。1953年7月14日には、米英両国に竹島問題解決の仲介を依頼するという岡崎勝男外相の発言が『読売新聞(夕刊)』で報道された。しかし韓国は日本の姿勢につけ込み、1954年6月11日に海洋警察隊を竹島に派遣し、8月23日に巡視船「おき」を、同11月21日には巡視船「へくら」「おき」を攻撃するなどして、不法占拠を強行した。

1953年10月に日韓会談(日韓国交正常化交渉)は決裂し、日韓両国政府間の直接交渉の道は閉ざされていた。このような状況で書かれたこの報告では、日韓間の問題として、漁業(李承晩ライン)問題、在日韓国人の処遇問題、日韓間の貿易問題が他にも言及されているが、竹島問題が冒頭に取り上げられたのは、この問題で日韓関係が緊張していることを駐韓公使館が実感したためであろう。

「独島は朝鮮総督府が管理」の由来

在韓英国公使館の報告にある「歴史的“証明”」とは、竹島領有の根拠を述べた、1954年

9月25日付の韓国政府の二回目の口上書のことである（報告中の20日は誤り）。注目されるのは、下線部のように、島根県ではなく朝鮮総督府が竹島を管理していたという主張は、それが事実なら、極めて重要と述べていることである。

言うまでもなく、1910～45年の日本統治期に竹島を管理していたのは島根県であって朝鮮総督府ではない。日本は竹島での漁猟について法令（島根県令）を制定・施行してアシカ猟やアワビなどを採取する漁業を規制・許可していた。また、アシカ猟の被許可者からは毎年土地使用料が国庫に納入されていた。

「独島は、日本の地方政府ではなく朝鮮総督府に管理されていた」という誤情報はなぜ記されたのか、英国公使館が口上書を読んでこのように記述したという前提で、韓国政府の二回にわたる口上書を確認することにする。

まず、1953年9月9日の第一回の口上書で、この誤りに関連すると思われるのは次の部分である。

1952年4月28日に発効した日本国との平和条約第1章第2条に言及して日本国政府は、「①竹島は既に日韓併合以前において島根県の行政管轄下にあり、また併合後も同県管轄下におかれ、朝鮮総督府の管轄下にはなかった」と述べている。

これに関して韓国政府は、上記第4項において詳細に説明したように、竹島が合法的に島根県の管轄下におかれたと認めることができない。さらに、これに関して日本国政府が認識するよう韓国政府に望むのは、②日本の強制的な朝鮮占領の間においてすら、独島は鬱陵島に付属した島とみなされ、鬱陵島の漁民によって管理された事実である。

Referring to Article 2 of Chapter 1 of the Peace Treaty with Japan which Came into effect on April 28, 1952, the Japanese Government says that ① “Takeshima had been placed under the Jurisdiction of Shimane Prefecture prior to the annexation of Korea to Japan, and continued to be so even after the annexation, not having been under the jurisdiction of the Government – General of Korea” . In this connection, the Government of the Republic of Korea cannot recognize that Takeshima had been legally placed under the jurisdiction of Shimane Prefecture, as is explained in detail in Paragraph IV above.

Furthermore, what the Korean Government wants the Japanese Government to realize in this connection is the fact that, ②even during Japan's compulsory occupation of Korea Dokto was regarded as an attached island to Ulneungdo and managed by Ulneungdo fishermen.

サンフランシスコ平和条約2章第2条の「日本は朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」にある、日本が放棄する「朝鮮」に竹島は入らない。なぜならば竹島は1910年にはじまる日本の朝鮮統治より前の1905年から島根県の管轄下にあってそれは日本統治期も変わらず、日本の領土の一部だったからだ。このような下線部①の日本の主張に韓国が反論しているのがこの部分である。

反論の根拠として韓国が持ち出したのが、1905年の竹島の島根県編入が侵略行為であるということだった（「上記第4項」の説明とは1904年の日韓議定書や第一次日韓協約に

よる日本の朝鮮支配強化の説明である)。しかし、朝鮮半島にあった政府が 1905 年までに竹島を領有していた証拠を示すことを韓国はできていないため、これは成り立たない。

もう一つの反論の根拠が、日本統治期にも竹島が朝鮮に属しているとする文献があるということだった。第一回の口上書で、韓国はその一つとして日本海軍の水路部が編纂した『朝鮮沿岸水路誌』（1933 年 1 月）の第 1 巻第 3 編の「朝鮮東岸」に竹島の説明があることを示した。下線部②の「独島は鬱陵島に付属した島とみなされ、鬱陵島の漁民によって管理された」とあるのは、『朝鮮沿岸水路誌』中の 1904 年の軍艦「対馬」の調査の記録にある、竹島に残る漁労の痕跡を鬱陵島民のものと主張したことと関連すると思われる。

これに対して日本は第二回の口上書で、その記録は鬱陵島民が主体的に竹島で漁労を行った根拠にはならないと指摘するとともに、そもそも「水路誌は使用者の便宜のために編さんされているものであり、島の帰属とは関係はない」と反論した。

韓国政府の第二回口上書での再反論は次の通りであり、これが英国公使館の報告にある、「独島は、日本の地方政府ではなく朝鮮総督府に管理されていた」という記述につながったと考えられる。

竹島に関する記事の詳しさと重要性の観点から 1933 年発行の朝鮮沿岸水路誌と日本本州沿岸水路誌を比べて見よ。前者は第 3 巻朝鮮東岸の鬱陵島と竹島の部分で独島の位置、地勢および産物のような問題について詳細に述べているにもかかわらず、後者の第 2 巻日本沿岸の隠岐島および竹島の部分では同島の名前のみについて言及しているにすぎない。(竹島が本来日本国領土の一部であれば、その位置、地勢および産物は日本本州沿岸水路誌に詳細に述べられたはずである。) これは独島が鬱陵島の属島であり、かつまた地理的見地から言って同島が後者の行政管理下におかれるべきことが最も合理的であるからである。 前記の事実から判断して、水路部が同島を韓国領土の一部として取り扱ったことは明白である。

Then, compare the Survey of the Waterway of the Korean Coast published in 1933 with that of the Japanese Mainland Coast, from the viewpoint of the detailedness and gravity of article on Takeshima. Whereas the former, in Volume 3, Section Ulneungdo and Takeshima of Korean East Coast, describes in detail such matters as the position, geographical features and products of Dokto, the latter, in Book 2, Section Okishima and Takeshima of Japan Coast, mentions only the name of the island. (If Takeshima had originally been a part of the Japanese territory, the Position, geographical features and products of the island would have been mentioned in detail in the Survey of the Waterway of the Coast of the Japanese Mainland.) This is because Dokto is an island attached to Ulneungdo and also because it is most reasonable from geographical point of view that island should be put under the latter's administrative jurisdiction. Judging from the above mentioned fact, it is apparent that the Hydrographic Agency treated the island as a part of Korean territory.

韓国は「水路誌は使用者の便宜のために編さん」されたものという日本の主張に対して、それでは「竹島に関する記事の詳しさと重要性」において、『朝鮮沿岸水路誌』の方が『本州沿岸水路誌』よりも大きく取り扱っている点を説明できないではないかと反論した。よ

って、下線部②のように「(独島) が後者の行政管理下におかれるべきことが最も合理的である」と強弁したのである。

この「後者」とは、口上書の韓国文では、下線部は「独島が本来から鬱陵島に属する島であって、また地理的に鬱陵島に属することが合理的なわけだ」となっているの、鬱陵島のことであろう。しかし、英国公使館の職員が口上書の英文のみを読んだ場合、最終部分の「水路部が同島を韓国領土の一部として取り扱った」という記述に引っ張られて「後者」を朝鮮総督府と理解した可能性がある。

韓国の主張の屈折

半ば常識になっているが、領有権紛争をめぐる裁判では、より確実な実効的占有の証拠を示すことができた側に軍配が上がることが多い。実効的占有とは「国家権能の平穩かつ継続した表示」と言われる。つまり、国家が問題の土地に対して主権行為（主権者としてのふるまい）を相手国から抗議を受けることなく、継続して行ったということである。竹島に関して日本が行ってきた漁猟の規制・許可や徴税こそ、この主権行為であってきわめて重要なのである。

「日本が占領していた時代に独島は、日本の地方政府ではなく朝鮮総督府に管理されていたという主張は、(もしそれが事実なら) 明らかに重要である」と、英国公使館が本国への報告で記したのは、朝鮮総督府を過去に朝鮮にあった政府とみなすという条件付きではあるが、このような文脈で理解できる。

ここで考えてみたいのは、朝鮮半島にあった政府が竹島を領有していた証拠のなさに苦慮していたとはいえ、韓国政府にとって「独島は朝鮮総督府が管理していた」という主張は、もろ手を挙げて歓迎できるものだったのだろうかということである。

1951 年にはじまった日韓会談の対立事項の一つに「旧条約無効問題」があった。1910 年の日韓併合条約など大韓帝国と日本国の間で締結されたすべての条約が「無効(null and void)」であることを、国交を樹立するための条約に明文化されることを韓国側が求め、日本が反対した問題である。韓国の主張の背景には、日本の朝鮮統治を当時に遡って「無効」にしたい、わかりやすく言えば「なかったことにしたい」という感情があった。

また、これも日韓会談の対立事項の一つとなる在日韓国人の法的地位について、韓国政府は次のような見解を述べたことがあった。

三十六年間の日本の継続的占領は大韓民国の主権行使を事実上一時停止させたにすぎないものだ。したがって大韓民国は一時でも日本の国籍を取得しなかったのであり、常に大韓民国の国籍を確保したことは国際公法上明白である。(略)三千万国民は三十六年間にわたって中国その他国外で連合国に先行して直接武力で日本と戦争を敢行した一方、国内でも非暴力抗争を展開した多くの歴史的事実に着眼すれば、大韓民国人はその所在の如何を問わず連合国人としての特権を享受せねばならない。

(外務部政務局「在日本韓僑事情とその対策」(大韓民国政府公報處『週報』29 1949 年 10 月 19 日)

国外では 1919 年に上海で設立された大韓民国臨時政府のもとに、国内では「非暴力抗争」で、すべての韓国人は日本の統治に対して戦った、よって韓国人は連合国の国民と同等の

特権を持つというのである。この主張が成り立つためには、下線部のように、韓国人にとって朝鮮総督府は存在してはならないはずである。実際、1953年10月の日韓会談の決裂は、韓国が「久保田発言」を問題視して会談継続を拒否したためであった。「久保田発言」とは、日韓会談請求権委員会での久保田貫一郎代表の発言である。その中に「朝鮮三十六年の統治は悪い部面もあったかも知れないけれども、いい部面もあった」という内容があった。

たとえ朝鮮総督府が竹島を管理していた証拠が見つかったとしても、それを自らの根拠とすることに韓国は躊躇せざるをえなかったであろう。自らが否定したはずの日本の朝鮮統治を、日本への要求の材料とせねばならないからである。口上書の歯切れの悪さの理由もそこにあるように思われる。60年以上前の韓国の竹島領有の主張からも、現在の日韓関係を紛糾させている、韓国の対日観の屈折を考えることができる。